

青森県報

号外第八十七号

平成十五年
九月二十九日
(月曜日)

目次

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例……………(議会事務局) ……一

条 例

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十一号

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例(昭和三十一年九月青森県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

名 称	所 管 事 項	定 数
総務企画委員会	政策推進室、総務部、企画振興部、出納局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会及び議事事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	九人
環境厚生委員会	環境生活部、健康福祉部及び県境再生対策室の所	八人

農林水産委員会	農林水産部、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項	九人
商工観光労働委員会	商工労働部、文化観光部及び地方労働委員会の所管に属する事項	八人
文教公安委員会	教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項並びに環境生活部の所管に属する事項のうちスポーツ振興に係る事業の支援に関するもの	八人
建設公営企業委員会	県土整備部、公営企業局及び収用委員会の所管に属する事項	九人

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正前の青森県議会委員会条例第二条に規定する環境厚生委員会(以下「旧委員会」という。)の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)及び付託事件は、改正後の青森県議会委員会条例第二条に規定する環境厚生委員会(以下「新委員会」という。)の委員及び付託事件となるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会におけるその委員の残任期間とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭